

フィブリノゲン資料問題及びその背景に関する 調査プロジェクトチーム設置要綱

1 設置

フィブリノゲン資料問題及びその背景に関する事実関係を調査するため、厚生労働大臣の命により、大臣官房に「フィブリノゲン資料問題及びその背景に関する調査プロジェクトチーム」（以下「プロジェクトチーム」という。）を設置する。

2 構成

- (1) プロジェクトチームは、厚生労働大臣直属とする。
- (2) プロジェクトチームは、厚生労働大臣が指名する厚生労働副大臣が統括する。
- (3) プロジェクトチームに、副主査を2名置く。副主査は、厚生労働大臣政務官2名をもって充てる。
- (4) プロジェクトチームに、チーム員を若干名、法曹関係者の顧問を若干名置く。
- (5) チーム員は、厚生労働副大臣が指名する。

3 庶務

プロジェクトチームの庶務は、政策評価官室において処理する。

4 協力

医薬食品局は、プロジェクトチームの調査に協力するものとする。

附 則

この要綱は、平成19年10月22日から施行する。